

FCAだより

2025年7月発行 vol.11

FCA活動報告

FCA（一般社団法人日本音楽作家団体協議会）は音楽作家の権利を擁護し社会的地位の向上を図るため、13の音楽作家団体が集まって活動する組織です。

FCAの役員が選任されました

会長 石原信一 **理事長** 渡辺俊幸

常任理事 エンドウ / 大谷明裕 / 菅野由弘 / 関美奈子 / 高畠じゅん子

理事 池毅* / 太田雅友 / 奥慶一 / 奥野秀樹* / かず翼* / 神坂真理子

新庄恭子 / スティーブ池田* / 塚本一実* / ねじ式* / 早川史郎 / 林ゆうき

桧原さとし / 松井五郎 / 松尾祐孝 / 望月吾郎

*新任理事

監事 佐藤雅子 / 山本準 **顧問** いではく / 小六禮次郎 / 関孝一



去る6月6日に開催されたFCAの総会および理事会において、上記のとおり、役員が選任されました。今後もFCAは会員13音楽作家団体と協働して、音楽著作権を守り、音楽文化の発展に努めていきます。

FCAでは今後も「FCAだより」を発行して活動をお知らせしていきます

©2025 一般社団法人日本音楽作家団体協議会

JASRACに対し作品管理の在り方等について申し入れました

2025年6月23日

一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)
理事長 伊澤 一雅 殿

一般社団法人日本音楽作家団体協議会 (FCA)
会長 石原 信一
理事長 渡辺 俊幸

要望書

拝啓 時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素はFCA並びにFCAの正会員である音楽作家団体の活動にご協力いただき、誠に有難うございます。

FCAは昨年7月3日付けの要望書において、JASRACに対し、作品届等の取り扱いを見直すよう求め、委員会等を設置して検討を行うよう要望しました。

同要望書に記載したとおり、これは、著作権契約に関する音楽作家の問題意識を音楽出版者と共有する目的でMPAと意見交換を実施するなか、著作権契約に関する諸問題を解消するには、音楽出版者との契約関係を今日において最適なものにアップデートするだけでなく、JASRACにおける作品届等の取り扱いについても見直す必要があるのではないかと感じましたことによるものです。

近年、動画配信サービスやゲーム開発を手掛ける海外の制作者から邦人作家が音楽制作の依頼を受けるケースが増えてきました。その結果、海外における作品管理の在り方がJASRACと相当に違うこと、日本と海外で作品管理の在り方に格差があることに邦人作家は気づき始めています。

音楽業界がグローバル化するなか、邦人作家が海外の制作者と契約することが普通になっていく未来を想像したとき、このまま内外格差を放置しておく、邦人作家が創作した作品でも海外で流通するものはJASRACのレパートリーでなくなってしまうことを私たちは危惧しています。

今こそ国際標準という意識をもって新しい作品管理の在り方を探っていく必要を強く感じています。あらためて、別紙のとおり、JASRACに要望します。宜しくお取り計らいのほど、お願いいたします。

なお本要望書をFCAのHPで公開することを申し添えます。

敬 具

2025年6月23日、伊澤一雅JASRAC理事長と面談して要望書を提出しました。JASRACの作品管理について「国際標準」という観点から新たな形を探っていく必要があることをFCAから提案しました。

2025年度JASRAC要望書の全文PDFはこちらから→



申し入れの内容

要望① 著作権存続期間を契約期間とする音楽出版者の著作権契約（存続期間契約）は特異な契約であり、これを事実上、無制限で許容している作品届の受付のあり方を見直すよう求めます。

要望② 歌詞付き作品において、詞曲のいずれかだけ日本の音楽出版者に著作権を譲渡すること、または詞曲で異なる日本の音楽出版者に著作権を譲渡することを認めないのは、契約の自由を制限するものであり、日本の音楽出版者と外国の音楽出版者で事実上、異なる取扱いをしている作品届の受付のあり方を見直すよう求めます。

要望③ 内国作品における関係権利者の分配率を著作物使用料分配規程で限定することは契約の自由を制限するものであり、内国作品と外国作品で事実上、異なる取扱いをしている同規程を見直すよう求めます。

要望④ 音楽作家が委託作品に係る作品届の情報をデジタルデータとして無償で適時取得できる仕組みを整えるよう求めます。